

沖縄県立離島児童生徒支援センター給食業務委託契約（案）

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、沖縄県立離島児童生徒支援センター給食業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は、この契約書及び別に定める委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という）に基づき、これを受託する。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第2条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年10月27日条例第56号）」に基づく長期継続契約であり、契約期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約金額（以下「委託料」という。）は、総額〇〇〇〇円（内消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 各会計年度における委託料は次のとおりとする。

- (1) 令和6年度（令和7年1月1日～令和7年3月31日）
年額〇〇〇円（内消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
- (2) 令和7年度（令和7年4月1日～令和7年12月31日）
年額〇〇〇円（内消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 契約金総額の100分の10以上とする。ただし、（1）または（2）のいずれかに該当する場合は免除できるものとする。

（1）保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

（2）国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二件以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ただし、第 11 条の規定により契約を解除したときは、損害賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を県に納付しなくてはならない。

(委託業務の内容の変更)

第 5 条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面によりこれを定めるものとする。

(乙の業務責任者等)

第 6 条 乙は、業務の指揮監督をするため、業務責任者及び副業務責任者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に甲に届け出なければならない。なお、これらの者を変更した場合も同様とする。

(光熱水費の負担)

第 7 条 業務の履行場所において、乙が委託業務を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを甲が負担する。乙は、委託業務を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第 8 条 乙は、各月ごとに業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第 9 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 委託料の月額、別紙支払内訳書のとおりとする。

3 甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法

律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、支払遅延防止法の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（履行遅滞）

第 10 条 乙は、その責めに帰すべき理由により各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料の月額に対し支払遅延防止法第 8 条第 1 項に基づき定められた率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

（契約の解除）

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は食材、消耗品の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を食材、消耗品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（不当介入に関する通報・報告）

第 12 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（予算削減に係る契約の解除等）

第 13 条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 14 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(1) この契約第 11 条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償）

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者

に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 16 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 17 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(原状回復)

第 20 条 この契約の委託期間が満了したとき、又はこの契約の規定により契約が解除されたときは、乙は施設、設備等を原状に回復して返還しなければならない。

(協議)

第 21 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 (甲) 住 所 那覇市東町 2 1 番 1
氏 名 沖縄県立離島児童生徒支援センター
所長 横山 さゆり 印

受注者 (乙) 住 所
氏 名

【別記】個人情報取扱特記事項

第1（趣旨）

この事項は、受注者が本契約による業務を行うにあたり、発注者から引き渡され、又は自ら作成し若しくは取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2（責務）

受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。））の重要性を認識し、本契約による業務を実施するにあたって個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

第3（秘密の保持）

受注者は、本契約による業務を行うにあたり、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

第4（収集の制限）

受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第5（利用及び提供の制限）

受注者は、本契約の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は発注者の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

第6（複写又は複製の禁止）

受注者は、本契約による業務を行うにあたり発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第7（適切な管理）

受注者は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報取扱規程、漏えい時の職員罰則規程の整備、職員等に対する研修体制の確立等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8（再委託の禁止）

1 受注者は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者へその処理を委託してはならない。

2 発注者の承諾は、受注者と委託を受けた者の間で取り決めた個人情報の取扱いの内容が、本契約による受注者の個人情報の取扱いの内容に準じたものであることを確認した上で行うものとする。

第9（資料等の返還等）

受注者は、保有個人情報が記録された資料等について、この契約の満了後、直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10（従事者への周知）

1 受注者は、本契約による業務に従事している者に対し、従事期間中及び従事期間終了後も保有個人情報を他に漏らしてはならないこと、目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第2号）第63条又は第64条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知しなければならない。

2 受注者は、周知実施結果、実施日、対象者等については記録し、保管しておかなければならない。

第11（実地調査）

発注者は、受注者が本契約による業務を行うにあたり取扱っている個人情報の管理の状況について、適切な措置が講じられているか確認するため、実地調査するものとする。

第12（事故報告）

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

支払内訳	
年月	委託料の月額
令和7年1月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年2月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年3月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
計	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年4月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年5月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年6月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年7月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年8月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年9月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年10月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年11月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
令和7年12月	円 (内消費税及び地方消費税額 円)
計	円 (内消費税及び地方消費税額 円)